

第2次 清須市教育大綱 (案)



令和3年3月

清須市

(令和6年8月改訂)

1 教育大綱策定の趣旨

平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。この改正は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、市長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るものです。

教育における「大綱」とは、教育の目標や施策の根本的な方針を示すものであり、教育基本法第17条に規定する根本的な方針を参酌して定めるものです。

2 位置付け

今回、策定する「第2次清須市教育大綱」は、教育を取り巻く新たな環境の変化に対応するとともに、平成29年3月に策定した「清須市教育大綱」の理念を継承し、これからの清須市の未来を支える人づくりとなる教育行政の基本方針として、位置付けます。

3 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3

4 対象期間

教育大綱の期間は、令和3年度から令和6年度までの4年間

参考

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成26年6月20日改正）
（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する根本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

主要施策の方向

1 生きる力を育む義務教育の充実

① きめ細やかな学習指導の充実

国の少人数学習指導体制の拡充計画に基づき、個を伸ばす教育環境の充実に努めるとともに、特別支援教育支援員及び特別支援教育巡回指導員を配置し、各学校と連携しながら、合理的な配慮が必要な児童・生徒の適切な就学支援を行います。

外国語が教科化された小学校では、外国語指導講師を配置し、中学校における外国語教育への円滑な移行を図るとともに、外国人講師による外国の文化等を学び、国際社会に生きるグローバルな人材の育成を目指します。

職場体験学習を継続的に行い、児童・生徒の社会性の育成を図ります。

② 学校・家庭・地域の連携強化

信頼される学校教育の実現に向け、青少年・家庭教育相談員や関係機関等との連携による教育相談体制の充実に努め、社会の変化に伴うさまざまな課題の解決を図ります。

児童生徒の健やかな成長を育むため、学校のホームページによる情報発信を行うとともに、学校づくりに多彩な地域の人材や資源を取り入れられるよう協力を求め、学校・家庭・地域の連携強化に取り組めます。

③ 長期欠席児童生徒への支援

「きよすふれあいプラン」に基づき、児童生徒への支援として「児童生徒が、自らの進路を主体的に捉えて社会的自立を目指す」ことを目標に、教育委員会、学校、家庭、関係諸機関等が互いに連携し合い、取り組めます。

④ いじめ問題への対策

「清須市いじめ防止基本方針」に基づき、教育委員会、学校、家庭、地域、その他関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための組織的な取り組みを積極的に展開します。また、いじめ防止対策を推進するため、学校、PTA、地域住民及び関係団体等によって構成された生徒指導推進協議会、生徒指導強化連絡会及びいじめ問題対策連絡協議会の連携により、いじめ問題の対策に取り組みます。

⑤ 学校給食の充実

適切な衛生管理のもと、安全・安心で栄養バランスの取れた豊かな給食事業を継続して実施するとともに、児童・生徒が、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けられるよう食育の推進に取り組みます。

⑥ 学校施設の整備の推進

学校施設長寿命化計画に基づき、児童・生徒が安全で快適・良好な教育環境で学習できるよう、計画的な義務教育施設の整備・管理を行うとともに障害を有する児童・生徒が十分に教育を受けられるよう基礎的な環境整備に努めます。

また、市の指定避難所である全ての小中学校体育館に、発災時には避難所として良好な環境を確保できるよう、平常時には児童生徒の熱中症対策並びに学校開放利用者の体調管理等に対応できるように空調設備の整備に取り組みます。

ICT 環境の充実については、国の GIGA スクール構想に基づいて、児童・生徒全てがタブレット端末を活用した、新しい学び方を通じて、デジタル社会に適応できる環境の整備に努めます。

⑦ 防災教育の推進

各学校において、学校・家庭・地域の連携協力のもと、過去の災害の記憶を風化させず、教訓として将来に渡って生かしていけるように成長の度合いに応じた学年別などの防災教育に取り組むとともに、災害に対する備えを意識した訓練等の実施に努めます。

2 信頼される幼児教育の推進

① 幼児教育の充実

幼児の健やかな成長のために物的な環境だけでなく、教師や友達との関わりも含めた環境を整備し、その心身の発達を助長し、「生きる力」の醸成に努めます。また、地域・文化・自然などに、積極的に触れる幼児教育を推進します。

② 子育て支援の充実

保護者から信頼される幼稚園として、幼児教育に関する情報提供をホームページなどで積極的に行います。また、集団生活を通じて、さまざまな活動に積極的に参加する行動を養うとともに、家庭や身近な人への信頼感を深め、考えて行動する規範意識の芽生えを培えるよう努めます。

また、地域の実態や保護者の要望に応じて預かり保育を実施していきます。

そして、好ましい幼児育成のために保護者や地域（お年寄りや企業との交流）との強い連携に努めるとともに、家庭教育力の向上のために保護者が身近な人から子育てを学んだり助け合ったりする機会を積極的に設けます。

未就園児の親子のふれあいの場（きりんサークル）を通じて、子育て中の親子の交流や質の高い幼児教育の提供などの教育支援を実施します。

③ 幼稚園施設の整備

幼児の安全を確保するために、施設・設備などを計画的に整備するとともに、幼児期の発達・行動特性に合わせた幼児教育環境の充実に努めます。

3 生涯にわたり生き生きと暮らすための学習体制の充実

① 生涯学習環境の充実

より多くの市民が、いつでもどこでも学べるように生涯学習機会の充実を図ります。また、学習で得た知識を社会に生かすためのしくみづくりを進め、まちづくり活動へと発展していくよう支援するとともに、施設の充実を図ります。

② スポーツの振興

より多くの市民が身近な場所で、気軽にスポーツを楽しみ、健康づくりや地域での交流活動を図れるように、関係団体などの人材を生かし、スポーツイベントを実施します。また、誰もが一生涯を通して、快適にスポーツに取り組める環境づくりを推進します。

③ 文化芸術活動への支援と伝統文化の継承

市民の自発的な文化芸術活動を支援するとともに、新たな文化芸術活動が生まれ、発展していくための環境を整備します。また、生活文化を継承しつつ、文化財の保存と活用を図ります。